

技能検定受検手数料の減免制度改定のお知らせ

令和4年4月1日から、技能検定実技試験受検手数料の、国の減免制度内容が大幅に縮小されますが、福島県は、より多くの皆様に受検していただけるよう減免制度をできるだけ維持してまいります。

1 受検手数料減免の対象となる等級及び職種

2級又は3級の実技試験（※随時実施は除きます。）

2 減免制度の主な変更内容

※令和4年4月1日現在の年齢適用

	国	福島県
令和3年度	35歳未満の受検者に対し、1職種につき9,000円を上限に免除する。	国と同じ
令和4年度	25歳未満の在職者で、雇用保険被保険者のみ、1職種につき9,000円を上限に免除する。	福島県内在住者又は福島県内に就学若しくは就労している者のうち、 <u>25歳未満の受検者に対し1職種につき9,000円を上限に免除し、</u> <u>25歳以上35歳未満の受検者に対しては1職種につき6,000円を上限に免除する。</u>

3 その他

(1) 受検申請時に、本人確認書類2種類（下記①、②の両方）の提出が必要です。

（提出対象者：35歳未満の全受検者）

① 運転免許証（現住所の記載があるもの）、住民票 いずれかの写し

② 学生証、在学証明書（任意様式）、在職証明書（別紙様式）いずれかの写し

※求職中の方は、①のみ提出してください。

※上記書類の提出がない場合（書類不備）は、減免対象外となります。（通常の受検料となります）

(2) それぞれの受検手数料の額は、職種や年齢等によって異なります。

詳しくは、福島県職業能力開発協会作成の「令和4年度 技能検定受検案内」をご確認ください。

(様式)

在職証明書

- 1 在職者氏名
- 2 在職者生年月日（令和4年4月1日現在の満年齢）

昭和・平成 年 月 日生（満 歳）

3 当該在職者の雇用保険加入の有無

（雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者かどうか）

※1に記載した勤務者（従業員）を雇用保険に加入させているか、下記該当する方に○をつけてください。

※「雇用保険加入あり」の場合は、雇用保険加入証明書（雇用保険被保険者証）の写しを必ず添付（提出）してください。

雇用保険加入あり

雇用保険加入なし

上記の者が、当社に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者（雇用主）

名称

代表者氏名

印

住所

電話番号